

# 販売農家の皆さまへ 【国庫事業】

## 肥料価格高騰対策事業のご案内

内容

昨今の化学肥料の原料に係る国際価格の上昇に影響を受けにくい生産体制をつくり、将来にわたって国民に良質な農産物を安定的に供給していくため、地域に適した肥料コスト低減体系の確立に向け、慣行の施肥体系から肥料コスト低減体系への転換を進める取り組みを支援するもの。

加えて、肥料価格が高騰する中、化学肥料の使用量2割低減に向けて取り組む農業者の肥料費上昇分の一部を支援することを通じて、農業経営への影響を緩和するとともに、化学肥料の使用量の低減を進めるもの。

申請  
対象者

- 令和4年度～5年度の2年間において、化学肥料使用量の2割低減に向けた2つ以上の取り組みを行う農業者
- 農産物の販売実績がある農業者

補助対象

令和4年6月から令和5年5月に注文・購入した肥料法に基づく肥料（昨年秋肥、本年春肥として使用する肥料）が対象です。

前年度肥料費からの増加額の7割を支援金として交付

$$\text{支援金} = \left( \text{当年の肥料費} - \left( \text{当年の肥料費} \div \text{価格上昇率} \right) \div \text{使用量低減率} \right) \times 0.7$$

(1.4) (0.9)

【算出例】

助成額

| 当年の肥料費（円） | 支援額（円）  |
|-----------|---------|
| 1,000,000 | 144,444 |
| 500,000   | 72,222  |
| 100,000   | 14,444  |
| 50,000    | 7,222   |

※価格上昇率は令和5年3月に発表されました。

申込方法

肥料を購入したJA、肥料販売店（取組実施者）へ次のとおり申請してください。

- ① JAで購入した肥料分はJAへ申請してください。
- ② 肥料販売店等で購入した肥料分は購入先へ申請してください。